

小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ

短期入所 プラン用資料

事業者番号 堺市 2756080012 号 地域区分：5級地

問い合わせ：相談員 白谷 TEL072-229-9232 ・ FAX072-229-9267

短期入所基本料（要介護者：ユ老短 I ii 要支援者：予ユ老短 I ii）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分です。※（2割負担の場合）〔3割負担の場合〕

・要支援1（666単位）	696円	（1,392円）	〔2,088円〕
・要支援2（828単位）	865円	（1,731円）	〔2,596円〕
・要介護1（879単位）	919円	（1,837円）	〔2,756円〕
・要介護2（955単位）	998円	（1,996円）	〔2,994円〕
・要介護3（1018単位）	1,064円	（2,128円）	〔3,191円〕
・要介護4（1075単位）	1,123円	（2,240円）	〔3,370円〕
・要介護5（1133単位）	1,184円	（2,368円）	〔3,552円〕

注）その他、各種加算があり、入所者に応じて上記金額に加算されます。

○夜勤職員配置加算

25円（50円）〔75円〕／日

○サービス提供体制加算（I）

23円（46円）〔69円〕／日

○送迎加算（送迎した場合のみ）

192円（385円）〔577円〕／回

○個別リハビリテーション実施加算（リハビリを実施した回数のみ・平日のみ）

251円（502円）〔752円〕／回

○療養食加算（治療食が出た場合）

8円（17円）〔25円〕／食

○重度療養管理加算（介護4・5かつ胃瘻などの一定の処置が有る方の場合に算定）

125円（251円）〔376円〕／日

○緊急短期入所受入加算（予定外の短期入所で受入れをさせて頂いた場合）

7日間を限度。但し利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日。

94円（188円）〔282円〕／日（外泊した場合1月に6日を限度とする）

○総合医学管理加算（短期入所中に発熱などあり、治療を実施した場合）

7日間を限度

287円（575円）〔862円〕／日

上記とは別に介護職員処遇改善加算（I）として利用単位数4.7%を乗じた単位数の1割又は2割又は3割相当分のご負担と、介護職員等ベースアップ等支援加算として利用単位数1.0%を乗じた単位数の1割又は2割又は3割相当分をご負担いただきます。

※2023年3月31日まで有効。